

愛媛県教育委員会 3 月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

平成29年 3 月 23 日（木）午後 3 時 00 分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 井上 正 委 員 関 啓三 委 員 攝津眞澄

委 員 丹下敬治 委 員 清水慶子 委 員 富永誠司

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

指導部長 吉田慎吾

教職員厚生室長 越智秀明

生涯学習課長 芝 暢彦

文化財保護課長 佐川昌三

文化財保護課文化財専門監 谷若倫郎

保健体育課長 加藤哲也

義務教育課長 川崎 豊

高校教育課長 長井俊朗

人権教育課長 小黒裕二

特別支援教育課長 中村徹男

教育総務課長補佐 石山武美

5 会議の概要

(1) 開 会（午後 3 時 00 分）

（教育長） ただいまから教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしていただきますよう御協力をお願いいたします。

始めに、委員の皆さんに提案させていただきます。

本日の議事のうち、議案第21号愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命について、議案第22号公立小学校教員の懲戒処分について、議案第23号県立学校元教員の退職手当返納命令処分については、人事案件であることから、審議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） そのようにさせていただきます。それでは、事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

(2) 2 月定例会及び臨時会議事録の承認

（教育長） それでは、2 月定例会及び臨時会議事録の承認についてお諮りをいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（全委員） はい。

（教育長） 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。続きまして教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○平成29年 2 月定例県議会質問及び答弁要旨について

（教育長） 平成29年 2 月定例県議会質問及び答弁要旨について、事務局

から報告をお願いします。

(教育総務課長補佐) 平成29年2月定例県議会質問及び答弁要旨について御報告申し上げます。

去る2月22日から3月17日にかけて、2月定例県議会が開催されました。まず、本会議の状況でございますが、教育委員会関係では9名の議員から24件の質問がございました。以下、主な質疑について報告をさせていただきます。

代表質問で、特別支援学校高等部卒業生の就職状況と就労支援への取組方針について質問がございました。答弁といたしましては、平成27年度の高等部卒業生全体の就職率は30.1パーセントであり、就職を希望する生徒の96.7パーセントが就職を果たしている。就職先は、「愛顔のえひめ特別支援学校技能検定」種目の清掃や販売実務等の技能を生かせる職種が増加するなど技能検定の成果が着実に表れている。県教育委員会では、勤労観・職業観を育むキャリアガイド教室を小学部段階から実施するとともに、各学校において作業技能の向上に向けた指導の充実に努めてきたほか、職場開拓支援員や就労支援コーディネーターを学校に配置し、新たな現場実習先・就職先の開拓などを行っている。今後とも、生徒の意欲や技能の向上に資する技能検定等を行うとともに、職場開拓や企業のニーズ把握に努め、生徒一人ひとりの適性や希望に応じた就労支援に積極的に取り組んでいきたい旨を教育長からお答えいたしました。

次に、一般質問では、海外の国際大会等で活躍するジュニア世代への支援や小中学校におけるふるさと教育について、確かな学力の定着と向上について、教員の長時間労働や休職者への対応、全国学力・学習状況調査への評価や教員の資質向上について、また、本県における海事教育や実習船教育の位置付け、えひめ丸の改修や船員確保についての質問がございました。

また、プログラミング教育についてのほか、通級指導に関する3つの質問があり、そのうち、高校への通級指導導入に向けた取組についての質問に対しては、県教育委員会では、平成30年度からの導入に向け、通級指導を要する生徒の把握、実施校の選定や担当教員の配置、効果的な実施形態の在り方、単位の認定や指導時間の確保など高等学校特有の課題について検討を進めているところであり、今後とも、生徒・保護者のニーズを踏まえながら、教育効果の検証を重ね、効果的な導入を図ってまいりたい旨を教育長からお答えいたしました。

その他、学校給食の無償化や教育負担の軽減及び格差是正、教員の勤務時間の縮減、次期学習指導要領についての御質問、さらに、次期学習指導要領に対応した教員の人材育成、土居高校への支援についての質問もございました。

次に、今月13日に開催された文教警察委員会の概要につきましては、いじめの未然防止対策、スクールカウンセラー等の配置、えひめジョブ

チャレンジU-15（アンダーフィフティーン）事業の概要、えひめ丸の船員確保、教員の英語力向上対策、学力向上推進主任の配置、教職員住宅の維持管理、美術館における美術品収集などの当初予算に関連した質疑、また、へき地等学校の状況、プログラミング教育、台湾への修学旅行、さらに、教職員の定数や研修体系、特別支援学校における文化芸術活動、教職員のメンタルヘルス対策などについての質疑がございました。

以上でございます。

（教育長） ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございますでしょうか。

（関委員） えひめジョブチャレンジU-15事業のモデル校はどのようなところになっているかを教えていただきたい。

また、学習プリントを放課後子ども教室等に提供するということで、この活用状況と、これに伴って学力向上の効果が出ているのであれば、どのようなところで出ているかを教えていただきたい。

（義務教育課長） えひめジョブチャレンジU-15事業のモデル校でございますが、来年度は中等教育学校前期課程の3校をモデル校にして、職場体験学習を5日間実施する予定でございます。ただ、その成果につきましては、レポートにまとめて全中学校に配布するほか、年度末には発表会を設けまして中等教育学校で得た成果を中学校へ伝えるということを考えております。

学習プリントの配布については、来年度から実施となっております。放課後子ども教室や児童クラブ等がございますが、その中で学力充実をはじめ、いろんなことをしていただいております。せっかく県で、これまで1,400種類余りのシートを作っていますので、それを自由に活用してもらうために、所管の市町教育委員会に原本をそれぞれ渡して、有効に活用していただくという取組でございます。

（丹下委員） 教員の英語力・指導力の向上ですが、私が中学校、高校で受けた英語教育というのは、リーディング、ライティングといった文法を中心とした大学進学等を念頭においた指導で、ヒアリングやコミュニケーションといった指導はあまりなかったように思います。

先般、「えひめ次世代スーパーハイスクールコンソーシアム」という高校生の発表会があって、そこで英語の発表、それから質疑応答も英語でやり取りするという場面があり、本当にうれしく思いました。また、中学生も来ており、「来てよかった」というような声も中学生からありました。

十年前ですが、高校で教えていた時に中国に生徒を修学旅行で連れて行って、中国の高校と交流をしました。中国の生徒さんは英語がたんのうで、吉田高校の生徒も英語を勉強しなくてはいけないと帰りに言うておりました。教員の英語力の向上ということですが、生きた英語を身に

付けさせたいので、海外への修学旅行やALTや留学など、いろいろあると思うのですが、そういった英語に触れる機会を増やしていくことも指導方法を考えていく上で、一つ念頭に置いておいてほしいと思います。
(義務教育課長) 来年度の予算でございますが、まず、生徒の英語力ということで、国は英語検定の3級相当以上が50パーセントいることを目標として示しております。そこで、県教育委員会では、来年度、英検3級相当のテスト問題を作成しまして、各学校に提供して子どもたちが英語に慣れたり、英検3級等相当の学力はこのぐらいであるということを示していく予定でございます。

また、教員の英語力ということで、中学校の英語教諭には英語検定準1級相当以上が同じく50パーセントいることが目標とされていますので、来年度、民間の英会話教室の講師等を招へいし、約44時間の研修をして、中学校の英語の先生の英語力の向上を図ってまいりたいと考えております。

小学校の英語については3年後に教科化が始まりますので、不安なく授業ができるよう、3年間かけて小学校のリーダーとなる教員に外国語活動、英語の指導等について丁寧に研修等する予定です。

(高校教育課長) 付け加えますと、これまでも小・中・高の連携を密にしてきたところですが、今年の予算は、小・中・高の流れをもっと強調しようと、更には幼稚園、それから今朝も高大接続の会議が愛媛大学であったところです。高校・大学との連携を含め、全てにおいて一本芯の通った愛媛スタイルのようなものができれば、それぞれの部分で頑張っていることが、相乗効果として更にレベルアップしてくるのではないかと考えているところです。高校におきましては、最終的に義務教育で力を付けていることを検証するために、TOEICをモデル校3校で、無料で受けてもらう事業や、オンラインスピーキングとしてスカイプをするために、タブレットを与えてネイティブと会話をするということも考えております。

ALTに限らずたくさん人材がおりますので、大学の留学生も含めてお願いできるところをお願いして、ネイティブの発音に触れる機会、実際に生きた英語を使える機会を増やしていく中で、時代に遅れない、先進的な形でやっていける英語の力を身に付けさせたいと考えているところでございます。若い時に英語に触れる機会があったことによって、可能性が広がると思っております。

「えひめ次世代スーパーハイスクールコンソーシアム」においても英語で質疑をし、日本語で答えるところもございましたが、原稿を読んでいる感じでもなく、とってつけたような、やらされている感じがなく英語を話しているのを見て、うれしく思いました。この2、3年で随分雰囲気が変わってきていますので、生徒の進化に遅れないように、21世紀的な英語教育環境を整えていきたいと考えていきたいと思っています。

(清水委員) 私、先日、「えひめ次世代スーパーハイスクールコンソーシアム」という高校生の発表会を見させていただきました。子どもに関わる教員の英語力・指導力の向上と、表裏一体で、生徒さんたちが英語というものに関して、すごく自分のものになっているという生の姿を見せてもらいました。ちょうど、中学校の卒業式の日でしたけれども、松山市内の中学校の生徒さんも参加していきまして、自分と同じ世代の友達の理想とする姿を目の当たりにすることができたので、子どもたちの意欲をアップするのに良かったと思います。高校生たちの生の姿を子どもたちが見たり、聞いたり、体験したり、そういう機会をどんどん増やすことも大事なのかなと思います。とてもすばらしい会で、すごいなと思いました。

(義務教育課長) 来年、義務教育課では「英語コミュニケーション能力ボトムアップ事業」という中で、スーパーグローバルハイスクールの発表会に中学生も参加させていただくように高校教育課に御検討いただいております。高校生の高いレベルの英語に触れる機会は子どもたちにとって大変いいことですので、事業の中で考えております。

(高校教育課長) 付け加えますと、土日に開催しますのも一つの方法で、生徒・教員の負担も考えながら考慮しております。参加生徒の希望では、YouTubeにアップするという案も出てきています。吹奏楽のすばらしい演奏なども、いっぱいアップされているようです。

今回の発表では、農業や工業科の発表を普通科の生徒が聞いたこと、文系の生徒が理系のスーパーサイエンスの発表を聞いたこと、こういうことが非常に知的好奇心をそそるといえるか、教育長がよくおっしゃっている「学び合う」という土壌を作っていくことに非常に効果があります。

上から押し付けられたことではなく、同じ年代の高校生があれだけやっている、中学生も刺激し合うということで非常にいい取組だったと思います。情報発信の仕方も時代に応じて、工夫できる余地があると思いますので、多くの人の目に触れていただけるような形を検討していきたいと思います。

(攝津委員) 私も「えひめ次世代スーパーハイスクールコンソーシアム」を見させていただいて、感動しました。フェイスブックでアップしている高校生もいて、自分の学科のことしか知らなかったけれど、いろいろな分野の同じ世代の高校生たちが頑張っている姿を見て、感動を受けて、これから自分も頑張っていかなければいけないということを書いています。同じ世代の子どもたちが違う分野で頑張っている姿を見ることは勉強になりますし、「えひめ次世代スーパーハイスクールコンソーシアム」の様子を撮影したものを中学生にも見てもらいたいなと思います。

学力向上推進主任の制度が整って、何年かたっていますけれども、同じ科目や同じ学校の先生でのお話は十分にされていると思いますので、今度は中学校と高校、4年に1回教科書も変わるので、中学生だったら、

今度高校生になるにはどういう人材を求められているのか、社会人になるにはどのような人材が必要とされているのかということ、横につなげていくということも大切だと思うので、中学校に高校の先生を配置するとか、そういった横のつながりもしていったらどうかということを考えてみました。

プログラミング教育ですが、日本はプログラミング教育や人前で話して説明する発表力が世界でも下位であるという報道がされています。高校になってからでは難しいので、小学校、中学校の時から人前で話すということはすごく大切かなと思いました。都会ではプログラミングの学習塾も幼稚園や小学校からあって、通っている子どもたちもいるということで、とてもびっくりしました。愛媛県は遅れているなと思いましたので、その点、強化していただけたらと思いました。

教員のメンタルヘルスですが、去年も何件かいろいろなことがありましたが、保護者の方はすごく危惧をされています。「必要に応じて就業上の配慮等行う」とありますが、具体的にどのようなことをされているのか教えていただきたいです。

(義務教育課長) 小・中・高の連携はすごく大事でございまして、公立小中学校では、小・小の連携や小・中の連携をしております。中・高の連携については、人事異動において28年度は35人が交流をしております。特別支援学校との交流、中等教育学校との交流、それから県立高等学校との交流を通して他校種のことを学んで帰って生かすということです。特別支援学校との交流は16年度から、高等学校・中等教育学校の交流は12年度からということで、延べにするとかなりの数がお互いに交流しております。また、英語などのいろいろな研究会は中学校と高校の先生がお互いに行き来して交流しており、接続がうまくいくためには、先生方が他校種の教育内容や、どういう指導をしているかということを知ることとはすごく大事なことでございますので、引き続き、交流等も進めてまいりたいと考えております。

プログラミング教育につきましては、委員会等でもかなり質問がございまして、今年は松山市の小学校1校で、実際にコンピューター上でキャラクターが指示によって動くという模擬体験をしております。つまり、小学校は物事がプログラムで動いていることを学習し、中学校になるともっと専門的になり、高校での情報という科目につながるのだろうと思います。これも導入に向けて、おそらく小学校の先生はどうしたらいいのかという不安もあると思います。今後、外部人材を招へいするなど、英語の教科化と同じように3年間かけて、まずは先生方が不安なく授業ができるということが大事でございまして、研修等もしっかり進めてまいりたいと思います。また、今、プログラミング教育の教材を総合教育センターのホームページに少しずつ載せていっているところでございます。

(教職員厚生室長) 教員のメンタルヘルス対策の関係でございますが、今年度、初めてストレスチェックを導入いたしました。ストレスチェックを受けていただいた割合が98.8パーセントと高い受検率でしたが、その中で高ストレス者は教職員の中で8.9パーセントいました。高ストレス者の中で、本人の面接希望に基づいて、何名か健康管理医に面接をいたしまして、その中で負担の軽減を図った方がいいという者につきましては、健康管理医の方から学校の方に伝えられております。このシステムとして個別具体的には私どもも対策を聞けないような仕組みになっているのですが、授業数を減らしていただいたり、校務の負担の軽減、他の同僚職員がサポートするなどの、そういう体制をとった事例があったということです。今回、ストレスチェックで健康管理医から就業上の措置を求められた方については、学校現場でのそういった取組によって、メンタル不調の悪化の防止、未然防止ができていますと聞いております。そのほか、これまでの取組といたしましては、休職者は27年度で46名いましたが、その方に対しても学校現場と私どもの復職サポート支援チーム、それから外部の機関と連携を取りまして、復職に向けて取り組んでおります。やはりいきなり学校現場に復帰するというのは難しいという場合もございますので、そういう時にはリハビリ出勤を一月ぐらいかけて実施し、徐々に学校に慣れていただいてという仕組みを実施しております。その結果、27年度の46名の休職者のうち、リハビリ出勤等を利用して25名が復帰したという実績になっています。これからも学校と教職員厚生室の保健師、それから産業医と連携を取りながら、まずはストレスチェックによって未然に予防する、それでも難しい場合には、健康相談などを通じて、早くメンタル不調に気づき、対策を取る、それでも病気になった方については、復職支援システムで職場にスムーズに復帰ができるように、そういう各段階でそれぞれの取組をこれからも続けていきたいと考えております。

(攝津委員) 私たち保護者から見ると、部活動の先生はすごく大変だと思います。早朝から出勤されて、土日もあると出勤されて大変だろうなと思う面があって、今年から外部の方たちの協力も得てというお話があったので、ちょっと安心はしております。やはり部活に対して熱い先生方は本当に家のことはほったらかしで、土日もあると出てきて練習させていただくようなこともありますので、ストレスにならないように気を付けていただきたいと思います。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○愛媛県教員の資質向上審査委員会の結果報告について

(教育長) 愛媛県教員の資質向上審査委員会の結果報告について、事務局から報告をお願いします。

(義務教育課長) 平成29年2月16日(木)に資質向上審査委員会が開催

されましたので、その結果を報告いたします。

まず、平成28年度の研修対象者は3名でした。うち、総合教育センターで校外研修を行っていた2名につきましては、認定継続の判断でした。また、1名は現在病気療養中で研修を中断しております。

なお、今年度は新たな申請はありませんでした。

この結果、平成29年度研修予定者の総数は3名、その内訳は、校外研修が3名（小学校2名、県立学校1名）でございます。

県教育委員会では審査委員会での審査結果を基に、この3名の教員を指導力不足等教員として認定継続をしたところでございます。

なお、この3名のうち、県立学校1名につきましては、本年度末に退職を希望しているため、総合教育センターで実際に研修を受ける者は、認定継続となる小学校教員の2名となります。この2名につきましては、計画的に研修に取り組み、自己の課題を克服し、現場復帰できるよう継続的に指導を行ってまいりたいと考えております。

また、平成16年度から実施している指導力不足等教員の認定総数（実人数）は、平成28年度末で小学校21名、中学校7名、県立学校10名の計38名となっております。

以上、指導力不足等教員の認定等にかかる審査結果及び認定状況について、報告させていただきました。

（教育長） ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

（教育長） よろしいでしょうか。

（全委員） はい。

○愛媛県学力向上推進3か年計画（第2期）について

（教育長） 愛媛県学力向上推進3か年計画（第2期）について、事務局から報告を願います。

（義務教育課長） 平成24年度から今年度まで、愛媛県学力向上5か年計画に基づき、県内の子どもたちの学力向上に努めてまいりました。

引き続き、子どもたちの確かな学力の定着・向上を図るため、平成32年度の次期学習指導要領全面実施を見据え、愛媛県学力向上推進3か年計画を策定しましたので、御報告いたします。

基本方針を「学びに向かう力、人間性等」を養い、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」のバランスのとれた育成を重視するとともに、学校と家庭、地域が一体となって学力向上に取り組むことができるよう、行政機関や教育機関と連携し、支援体制の更なる充実を図ることとしました。

目標は、これまでの5か年計画を引き継ぎ、「学校教育の質の保証・向上」とし、基礎と応用のバランスの取れた学力を育成することで、全国上位の学力水準を維持したいと考えております。

また、成果指標を全国学力・学習状況調査において、小学校の国語・

算数、中学校の国語・数学の知識と活用の全調査区分で、平均正答率が全国平均を上回ることとしています。

具体的には、「組織力の強化」、「授業力の強化」、「省察力の強化」を柱とし、既に市町や学校において確立されている「検証改善システム」を更に充実させるとともに、英語力の向上など、次期学習指導要領に対応する学力を育成する「学力強化システム」や教育機関等との連携、読解力の育成など本県の課題に対応する「課題克服システム」を確立し、学校、市町、県が一体となって、目標達成に向けて取り組むものでございます。

以上、愛媛県学力向上推進3か年計画について御報告させていただきました。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(丹下委員) 前学習指導要領の大きなねらいであるゆとり教育を履き違えて、あまり勉強させなかったという反省に立って、また指導内容が増え、その前は詰め込み教育の弊害を反省し、ゆとり教育が導入されてきたと思うのですが、そういう詰め込み式の教育ではない学力向上、これを図っていかなくてはならないと思います。しっかり分かる授業や、子どもたちは分かりたい、できるようになりたいと思っているわけで、そこを育てていって、学力向上を目指しながら、楽しい学校づくりをしてほしいという希望があります。

(義務教育課長) 学校の授業がやはり一番大事でございますので、3か年計画の柱の真ん中は「授業力の強化」でございます。分かる授業で楽しい授業、覚えないといけない時は苦しい場面もあると思いますが、知識をうまく活用して子どもができた、分かったという喜びを味わうことが大事だと思いますので、授業力を強化するというのが一番でございます。ただ、実際に授業で勉強したけれども身につけていない部分があります。それぞれ県の学力診断調査等を実施して、個々に身につけていない部分を、きめ細かく学力向上推進主任を中心に分析し、自分の学校で更にこういうところに力を入れていけばいいということを理解するために、県では分析したものを各学校にお返しして、学校の規模等に応じたきめ細やかな支援ができるようにということで3か年計画を策定したところでございます。これもやれ、あれもやれという詰め込みでどんどんという気持ちはなく、やはり授業が基本だということでございます。

(攝津委員) 全国学力テストでトップの秋田県では、学校が終わったらすぐに公民館や児童クラブに行って、まずは学習プリントで勉強するとテレビで見たことがあります。愛媛県でもせっかく学習シートを作ったとのことなので、しっかりそのシートを活用していただくと秋田県に近づけるのではないかと楽しみにしております。

(生涯学習課長) 放課後子ども教室やえひめ未来塾につきましては、生

涯学習課で担当させてもらっております。義務教育課と連携をさせていただきまして、学習シートを積極的に活用させていただこうと思っております。来年度、放課後子ども教室は、県内でいうと12箇所プラスの14市72箇所、えひめ未来塾が3市32箇所増えまして5市41箇所になりますので、こういう機会を享受する子どもたちも増えてきます。一方で、放課後子ども教室やえひめ未来塾は、貧困対策や子どもの安全・安心な居場所づくりということもやっておりますので、必ずしも学習支援、学力向上だけにならない場合があるのですが、いろいろな可能性を試してみたいと思っております。

(義務教育課長) 学力向上3か年計画の「組織力の強化」における「課題克服システム」が生涯学習課と連携をしているところで、放課後子ども教室等で学習シートを配り、あらゆる場面で子どもたちを支援しているということでございます。

(教育長) ほかよろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○ 「佐田岬灯台」の国登録有形文化財（建造物）の登録について

(教育長) 「佐田岬灯台」の国登録有形文化財（建造物）の登録について、事務局から報告をお願いします。

(文化財専門監) 「佐田岬灯台」の登録有形文化財（建造物）への登録について御報告申し上げます。

西宇和郡伊方町に所在する「佐田岬灯台」が、去る3月10日に開催された国の文化審議会の審議・議決を経まして、登録有形文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に答申されました。

「佐田岬灯台」は、四国の最西端にあたる佐田岬半島の先端に建ち、豊予海峡を望みます。

鉄筋コンクリート造りで、灯塔の高さが18メートルと大型のもので、大正7年4月1日に初めてともされ、現在も稼働しております。

灯塔は八角形で、円形の灯室に鋼製の灯籠を置き、方形の付属舎を備え、細部に幾何学的な意匠を凝らしております。

初期の鉄筋コンクリート造り灯台の形式をよく残す大型灯台として、我が国の歴史的景観に寄与している点が評価されました。

なお、この灯台は、海上保安庁等が平成10年に募集した「あなたが選ぶ日本の灯台50選」に選ばれており、四国と九州や海峡を行き交う多くの人々に親しまれております。

本年7月頃の官報告示をもって登録有形文化財（建造物）に登録され、本県の登録有形文化財（建造物）の登録件数は115件となります。

以上で御報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○ 「地学地就」による造船王国愛媛の次世代担い手育成について

(教育長) 「地学地就」による造船王国愛媛の次世代担い手育成について、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課長) 先日開催した「えひめ次世代スーパーハイスクールコンソーシアム」において、今治工業高校機械造船科の1年生が、この1年間の取組を発表したところです。4月からは、発表した生徒を含め、造船コースを選択した新2年生22名が、本格的な学習を始めることとなっております。また、より実践的な造船教育を実施できるよう建設を進めてきた「造船コース実習棟」が、先日完成し、来月、落成記念式を実施する予定です。本日は、落成記念式を前に、愛媛県優良機関審査会で使用したプレゼンテーションをベースとして、今治工業における、これまでの、「地学地就」による造船王国愛媛の次世代担い手育成についての取組を報告いたします。

12月、今治工業高校機械造船科の取組が、NHKで放送されました。

機械造船科の新設は、「スピード感」あふれる県民要望への対応であり、そして、地元企業と連携した人材育成が、産業教育を核とした地域振興のモデルになるものと考えています。

平成27年5月18日、高校への造船科新設の提案が出され、翌日の新聞に掲載されました。そのことを受け、20日には準備を開始し、学科新設は一般的に2、3年かかるところ、準備期間わずか10か月で機械造船科を新設いたしました。

右の表は、昨年度の訪問先を示しています。船用工業を含む造船関連会社14社を複数回訪問するとともに、指導者の確保が重要だと考え、現職教頭をスカウトするために高知県を、また、元校長をスカウトするために長崎県の瓊浦高校を、さらに、広島大学等を訪問しました。その結果、造船教育の第一人者である広島大学の小瀬名誉教授から協力を得られるようになったほか、元佐世保工業高等学校長や、元今治造船工場長に、今年度から、職員として勤務していただいております。

さらに、これからは、学校だけの閉ざされた空間の中で教育する時代ではないと考え、造船関連企業等をメンバーとして「造船教育推進委員会」を立ち上げ、企業からの経済面を含む支援体制を確立いたしました。

また、昨年度2月に、国土交通省を訪問し、さらに、今年度6月に国土交通省や日本海事協会、海上技術安全研究所を訪問し、協力要請を行いました。

学校には、昨年度、3D-CAD室や製図室を設置し、今年度、9月に着工した実習棟は3月16日に完成し、4月11日に落成記念式を予定しております。

このような先進的で卓越した取組は、SPH（スーパープロフェッショナルハイスクール）の指定を受けるなど、国からの評価も高く、他県

からも問合せがありました。

新設の学科を対象としてSPH（スーパープロフェッショナルハイスクール）に指定されるのは、全国で初めてであります。

地域と連携した教育は、「地方創生」に大きく貢献することが期待できるとともに、他の学校の魅力化への取組の先駆けとなりました。

来年度、4校が新コースや新系列を設置いたします。

学科改編により、平成28年度入試での機械造船科の入学志願倍率は、前年度の機械科の0.95倍から1.2倍へと増加しました。

生徒の活動の様子です。これは、6月11日に浅川造船株式会社で行われた進水式の様子です。見学した生徒は船のスケールの大きさや進水の迫力のすごさに感動したと述べております。

1月23日に視察にまいりましたが、この10か月で生徒の顔つきはすっかり頼もしくなっております。

彼らが地域産業を支える技術者に成長してくれることを期待しております。

本課が、昨年度の「高校生のヘルメット着用の義務化」の取組に続き、優良機関として知事表彰を受けたのは、皆様の御協力のおかげであります。ありがとうございました。

このような取組を通して、「故郷に錦を飾る」ではなく、「故郷で錦を飾る」人材、唱歌「ふるさと」3番にある、「志を果たして」ではなく、「志を果たしに」いつの日にか、高卒はすぐにですが、大卒でも早ければ4年後に帰ってくるようなブーメラン人材の育成を目指しているところです。

以上で報告を終わります。

（教育長） ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

（教育長） よろしいでしょうか。

（全委員） はい。

（教育長） それでは、教育長報告につきましては以上で終了いたします。

（4）議 事

議案審議

○議案第12号 平成29年度愛媛県教育基本方針・重点施策について

（教育長） 議案第12号平成29年度愛媛県教育基本方針・重点施策について事務局から説明をお願いいたします。

（教育総務課長補佐） 議案第12号平成29年度愛媛県教育基本方針・重点施策(案)について御説明いたします。

まず、教育基本方針ですが、平成27年度から「教育振興に関する大綱」や「県長期計画第2期アクションプログラム」の内容を踏まえて策定しており、どちらも30年度までを計画期間としていることから、現行方針をベースとして案を作成いたしました。

したがいまして、基本方針の数及び名称は変更せず、平成29年度当初予算の新規・拡充等事業や担当課・室が特に重要と位置付ける事業等を重点施策として、基本方針ごとに整理しております。

資料の新旧対照表で、変更点を中心に御説明させていただきます。

まず、基本方針1「社会総がかりで取り組む教育の推進」では、地元企業や地域住民等の協力により行う中学生段階における充実した職場体験学習を新たに加え、学校・家庭・地域の連携強化、高校生による地域交流活動の推進、低所得世帯への奨学給付金の支給に取り組むことなどを掲載しています。

基本方針2「安全・安心な教育環境の整備」では、大きな変更はなく、県立学校校舎等の耐震化、学校における実践的な防災教育の研究や専門家の指導・助言、県立学校教職員の防災士取得など学校の総合的な防災力の強化、通学路の安全対策、高校生の自転車交通マナーの一層の向上に取り組むことなどを掲載しています。

基本方針3「確かな学力を育てる教育の推進」では、産業教育等により「地域を担う人材の育成」に努めるほか、新しい学習指導要領でも重視されている「英語力の向上」や主体的・対話的で深い学びを進めるうえで重要となる「教育の情報化」を推進することを明記しております。重点施策では、新たな学力向上推進計画に基づく学力向上や地元で活躍できるプロフェッショナル人材の育成、キャリア教育や高校卒業後の就職者へのフォローアップ、また、将来の愛媛の発展を支えるグローバル人材の育成、教員の英語力・指導力の向上や高校生への外部検定試験の活用、電子黒板の整備等教育の情報化を推進するための環境整備に取り組むことなどを加えております。

基本方針4「豊かな心、健やかな体を育てる教育の推進」では、ボランティア活動や体験活動の推進、道德教育や環境教育等の充実のほか学校給食における地元食材を活用した加工品や新しい郷土料理の開発、食育・地産地消の推進に取り組むことを加えております。また、将来、国際大会での活躍が期待できるジュニアアスリートの発掘・育成や子どもの体力向上に取り組むことなどを掲載しています。

基本方針5「教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化」では、新しい学習指導要領が発表され、今後、教員の一層の指導力向上が求められること等を踏まえて整理し、重点施策では、新学習指導要領にも対応した重層的な研修体系に基づく各種研修の実施に加え、特別支援教育に携わる教職員の資質と指導力・専門性の向上、復職支援やストレスチェックの実施によるメンタルヘルス対策に取り組むことなどを掲載しています。

基本方針6「特別支援教育の充実」では、特別支援学校における関係機関と連携したキャリア教育の充実、劇団員の指導の下、地域の高校生とのワークショップや公演を通じた表現力・自己肯定感の養成などのほ

か、新たに安全・安心な医療的ケアの実施体制の充実、障がいのある子どもとない子どもの相互理解の促進、発達障がいに関する通級による指導方法等の研究に取り組むことなどを掲載しています。

基本方針7「互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成」以降は、大きな変更はなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置によるいじめ・不登校等問題行動の早期発見や未然防止、児童生徒によるいじめ防止対策に向けた実践報告等を行うフォーラム開催に取り組むことなどを掲載しています。

基本方針8「学び合い支え合う生涯学習社会づくり」では、県民の生涯学習の拠点となる施設の運営や、愛媛の文化や産業などを見つめ直し、愛媛らしさを探求する「ふるさと愛媛学」の普及推進に取り組むことなどを掲載しています。

基本方針9「文化財の保存活用と美術館の充実整備」では、国や県が指定する文化財の所有者等が行う保存・修理等への補助、美術館の常設展示の円滑な運営や企画展等の展示事業の充実に取り組むことなどを掲載しています。

説明は以上でございますが、議決いただきました後、県教育委員会のホームページへの掲載及び市町教育委員会や県立学校等への通知などにより周知を図り、本県教育の充実に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。

(丹下委員) 基本方針6「特別支援教育の充実」ですが、障がいのある子どもたち一人ひとりに向き合っているいろいろな事業を展開されて、うれしく思いました。

質問ですが、新居浜特別支援学校の川西分校が新居浜西高校の中にありますが、実際に新居浜西高校の生徒さんと川西分校の生徒さんの交流や連携はあるのでしょうか。

(特別支援教育課長) 新居浜特別支援学校の川西分校が開設されて2年がたちました。定例的な交流の機会は設けていませんが、両校の運動会や学校行事の参加で、見学参加や、立地的に避難訓練等の場合には川西分校の生徒が新居浜西高校の校舎に避難するということがあり、そういう意味での相互理解も図られておりますし、新居浜西高校の生徒会を中心といたしまして、日常的な川西分校との自然な交流が図られていると聞いております。川西分校の生徒につきましても、必要に応じて新居浜西高校の体育館等の施設を借り受けながら授業を展開できておりますので、そういう意味でも両校の交流が図られております。

(丹下委員) 特別支援学校の生徒さんの増加が今後あると思うので、新居浜西高校などを参考に、今後、施設のことを考えていかなければいけない、実際に交流等していただいて、いいところを積み上げていってほし

いと思います。

(特別支援教育課長) 特定の組み込まれた交流ではなく、自然発生的に起こる交流というものが相互理解に一番つながる道でございますので、両校の状況等も、広くさまざまな機会でお知らせすることによって、いわゆる共生社会に向けた特別支援学校、それから、通常の学校との交流を促進してまいりたいと考えております。

(攝津委員) 科博、歴博、美術館ですが、展示品を鑑賞するだけでなく、昨年実施したような婚活イベントをされたり、南予いやし博で歴博を会場にして子どもが参加するイベントをするとその親や先生も来るので、大人数でにぎわうことができました。そういった年齢を問わず、皆さんが学び合いができるような事業を博物館などいろいろなところでしていただいて、そこに足を運んでいただけるようなことをもっと充実させていきたいと思いました。

(文化財保護課長) 美術館につきましては、昨年度に引き続き今年度も2回目の結婚支援イベントを開催させていただきました。男性20名、女性19名の参加があったと聞いております。今回は「二人の出会いは美術館」と銘打って、男女の出会いの場を設定しましたが、美術館につきましては、やはり幅広い年齢層にわたる県民のニーズに応えるような形で、美術品の鑑賞だけではなく、特色とにぎわいのある美術館を目指して、皆さんに親しんでいただけるよう、今後とも様々な工夫によりたくさんの方々に利用していきたいと考えておりますので、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

(生涯学習課長) 生涯学習課では、科博、歴博、生涯学習センター等を所管しておりますが、今年度は、歴博におきまして、えひめいやしの南予博の関連イベントで4つの事業をさせていただきました。全体で1万2,500人ぐらい参加をしていただいたのですが、4つ目が「高校生食育郷土料理マルシェ事業」ということで、高校生が独自に考えた料理の紹介をしてもらうことで、とても盛り上がりまして、2,000人ほど来ていただきました。博物館は多くの方に来ていただくことはもちろんですが、できれば子育て支援とか子どもを通じた形での拠点施設として地元の方、県外の方に来てもらいたいと思っておりまして、その辺りに引き続き力を入れてまいりたいと思います。

(攝津委員) 美術館の中のレストランが変わるとお聞きしたのですが。

(文化財保護課長) 従来、美術館新館のレストランの運営につきましては、業者に対する行政財産使用許可により行っており、新館が平成10年にできて以来、これを続けております。美術品があるという場所柄、火器の使用の制限がございまして、そういった中で来館される方などに食事等を提供して憩いの場としてやってきたわけですが、ちょうど年度末で使用許可の期限が来ますので、来年度以降、特色とにぎわいのある美術館を目指す中で、一つの要素としてレストランについても取り組み方

を考え、集客のアップにもつなげていきたいということで、新しくプロポーザル方式で複数の業者さんから提案を受け、その御提案の中で一番、美術館の活性化につながるような業者さんをこの度選定いたしました。準備期間もございますので、4月に即オープンはできないかと思いますが、なるべく早い時期にリニューアルオープンし、新しいメニューや堀之内公園に来ていただいた方がテイクアウトもできるような形、また、地元の食材を使った地産地消にも貢献するような形などで、美術館だけでなくレストランも目的に来ていただけるようにしたいと考えておりますので、御期待いただけたらと思います。

(攝津委員) 高校生たちが考えたメニューも素晴らしいので、是非そういったメニューも加えていただけたら活性化につながると思いますのでよろしくお願いいたします。

(文化財保護課長) メニューも当然、今後、具体的な開発が進んでいく中、特色とにぎわいのある美術館に向けて、利用される方の御要望に応えられるような形で連携していきたいと思います。

(関委員) 教職員研修の中の「法定研修の実施」というところですが、おそらく新学習指導要領に応じた研修ということだと思うのですが、具体的にどのような研修を想定しているのか教えていただきたいです。

(義務教育課長) 研修につきましては、今、現在体系的な研修をしています。採用前のキャリアアップ研修、採用後の初任者研修、2年目のフォローアップ研修というものがございます。法定研修としては、初任者研修、10年研修というものがございますが、県教育委員会では、やはり、10年というのは長いので、その間の5年目で研修をしています。あと、生徒指導上の課題であるとか、教務主任などの課題別研修も合わせて実施しております。さらに愛媛大学と協定等を結んでいますので、大学の方でいろいろな講座を総合教育センターで開設していただいて、実施をしているところでございます。来年度以降につきましては、小・中におきましては学習指導要領が、小学校は32年度から、中学校は33年度から全面実施でございますので、研修の内容は教育課程をどのように編成するか、国語の語彙指導の拡充や、小学校の英語の教科化が始まるなど教科の学習内容が変わりますので、やはり新学習指導要領の内容に重きを置いた研修にどの研修もなっていくと思います。

それから、教特法が改正されまして、今、10年研修が法定研修なのですが、中堅教諭等資質向上研修になるため、来年1年間かけて教育委員会と大学とで連携をして新たな研修体系を作って、任命権者としてどういう研修をしていけばいいかということを検討していきます。さらに、30年度からの研修がより実りのある研修になるように検討をこれから進めていくところでございます。

(教育長) ほか、よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第12号平成29年度愛媛県教育基本方針・重点施策については原案のとおり可決決定をいたしました。
○議案第13号 愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

(教育長) 議案第13号愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について事務局から説明をお願いいたします。

(教育総務課長補佐) 愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

この規則は、教育委員会事務局の組織を改めるため、改正するものでございます。

改正内容といたしましては、教育の情報化の推進と情報セキュリティ対策の強化を図るため、教育総務課に総合教育センター情報教育室の業務を一部移管し、教育総務課の企画調整係を企画情報グループとすることとしております。

なお、施行期日は、公布の日の平成29年4月1日としております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第13号愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第14号 愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則について

(教育長) 議案第14号愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則について事務局から説明をお願いいたします。

(教育総務課長補佐) 愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則(案)について御説明いたします。

この規則は、愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行に伴い、必要な規定整備を行うものです。

改正内容は、愛媛県個人番号の利用に関する条例の改正に伴う同条例別表第1の項ずれに対応するため、この規則において、条例別表第1の「5の項」から「8の項」とあるのを、それぞれ「7の項」から「10の

項」に改めるものでございます。

なお、施行期日は、公布の日からとしております。

概要は、以上のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第14号愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第15号 愛媛県美術館管理規則の一部を改正する規則について

(教育長) 議案第15号愛媛県美術館管理規則の一部を改正する規則について事務局から説明をお願いいたします。

(文化財保護課長) 議案第15号愛媛県美術館管理規則の一部を改正する規則(案)について御説明いたします。

県では、受益者負担の適正化を図る観点から、4年に一度、使用料・手数料等の一斉見直しを行っており、愛媛県美術館の施設使用料について、その額の適正化を図るため、愛媛県美術館管理規則の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容といたしましては、別表に定める美術館の展示室や講堂等の施設使用料の額を条例で定める額の範囲内で引き上げるものであります。

施行日につきましては、平成29年4月1日としております。

なお、今回の改正に伴う施設使用料は、施行日以後の使用に係る使用料で施行日以後に徴収するものについて適用し、施行日前の使用に係る使用料及び施行日以後の使用に係る使用料で施行日前に徴収したもののついでには、なお従前の例による経過措置を設けております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第15号愛媛県美術館管理規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第16号 愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則について

(教育長) 議案第16号愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則について事務局から説明をお願いいたします。

(義務教育課長) 議案第16号愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則(案)について御説明いたします。

教育職員免許法施行規則の改正に伴い、関係規則の一部を改正するものでございます。

平成28年度に創設された義務教育学校に関する改正の一環として、現職教員が他校種の教員免許状の授与を受ける際に必要となる単位数が軽減されることとなり、授与を受けようとする免許状に関する教職経験年数に応じ、単位を修得したものとみなすとされたことに伴い改正を行うものでございます。

なお、この規則の施行は、平成29年4月1日としております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第16号愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第17号 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則について

(教育長) 議案第17号指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則について事務局から説明をお願いいたします。

(義務教育課長) 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

この規則は、教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な規定整備を行うものでございます。

改正内容についてですが、教育公務員特例法の改正に伴う条ずれに対応するため、この規則において「同法第25条の2」とあるのを「第25条」に改めるものです。

なお、施行期日は、平成29年4月1日としております。

概要は、以上のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第17号指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第18号 愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

て

(教育長) 議案第18号愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について事務局から説明をお願いいたします。

(教育総務課長補佐) 愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について御説明いたします。

教育長職務代理者が設置されたことにより、教育長職務代理者印を新設するため、及びその他の規定整備を行うため、この訓令の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は、平成29年4月1日としております。よろしく御審議のほどお願いします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第18号愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令については原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第19号 愛媛県指定有形文化財の指定について

(教育長) 議案第19号愛媛県指定有形文化財の指定について事務局から説明をお願いいたします。

(文化財保護課長) 議案第19号愛媛県指定有形文化財の指定について御説明いたします。

本案件は、愛媛県文化財保護条例第10条第1項の規定に基づき、西条市の宗教法人長福寺が所有する典籍の「予章記」、及び松山市・愛媛県が所有する考古資料の「大型器台」4箇を愛媛県指定有形文化財に指定しようとするものであります。

これらの指定につきましては、県文化財保護審議会委員とともに、慎重に調査・検討した上で、同審議会に諮問し、去る2月16日に開催された同審議会において指定が適当である旨の答申があったものであります。

それでは、指定する文化財について御説明いたします。

この「予章記」は、伊予国の有力武士で室町時代に伊予国守護となった河野氏の「家譜」です。「家譜」とは簡単に申しますと家の歴史を記録したもので、神話の時代から室町時代初期の応永元年(1394年)までの河野氏の歴史が記述されております。

「予章記」の原本については、現在に残っておらず、長福寺に伝来するものは後世に書き写された、いわゆる「写本」であります。

以下この「予章記」を「長福寺本」と呼びますが、河野氏の子孫で長福寺の和尚を務めた「南明東湖」が、江戸時代前期の慶安年間(1648年～1652年)に筆写したものであります。

「長福寺本」は、河野氏関係の歴史研究の材料となる古文書などがま

とまって現存しない中、中世伊予を代表する武士である河野氏、ひいては伊予国の歴史を解明するための貴重で重要なものの1つであります。

最新の研究によりますと、「長福寺本」は全国に存在する予章記の他の写本と比較しても、その成立が極めて古いと考えられておりまして、他の写本の共通の基になったとは言えないものの、内容的には最善のものとされております。

なお、この「長福寺本」には、河野氏ゆかりの「南明東湖」による由来書が付属しており、「南明東湖」が書き写したことやその年代を特定できますことから、「長福寺本」の指定に際しましては、「南明東湖由来書」を付属させて指定したいと考えております。

「大型器台」は、西部瀬戸内の弥生時代後期から終末期において、在来の器台形土器の胴部を大きく伸長させ、口縁部や裾部を拡大・装飾して、儀礼用具へと変化を遂げた土器であります。

発祥地と目される松山平野から大分県や山口県などの西部瀬戸内沿岸地域に分布の中心があり、これまでに60遺跡141例が確認されております。

今回指定する4箇所は、その盛行期にあたる弥生時代後期後葉、すなわち2世紀の高さが60センチメートルを超える大型の遺存良好なもので、かつ、形態的特徴を備え装飾性に富む典型であり、西部瀬戸内の弥生時代後期から終末期に盛行した器台を用いた儀礼やその文化圏の在り方を知るための重要な考古資料であります。

なお、大型器台の指定は、所有者別・出土遺跡別に指定することとされておりますので、4箇所の大型器台ではございますが、3件で指定したいと考えております。

なお、今回、有形文化財4件を指定すると、県指定有形文化財の指定件数は138件となります。

御審議の程、よろしくお願いします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第19号愛媛県指定有形文化財の指定については原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第20号 許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱について

(教育長) 議案第20号許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱について事務局から説明をお願いいたします。

(教育総務課長補佐) 許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱について御説明申し上げます。

この要綱は、教育委員会又は教育委員会の委任を受けた職員が許認可等の事務を処理する際の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準を定めているもので、これは、行政手続法及び愛媛県行政手続条例の規定により定めることとされております。

今回の要綱改正は、愛媛県情報公開条例、愛媛県個人情報保護条例が改正されたことに伴いまして、要綱において許認可等の審査基準として定める関係通知が改正されたことに対応しまして、関係規定の整備をしようとするものでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日としております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第20号許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱については原案のとおり可決決定をいたしました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いいたします。

○議案第21号 愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(義務教育課長) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第2項及び同法施行令第7条の規定により、毎年度、4月1日から8月31日までの間設置する愛媛県教科用図書選定審議会の委員15名を任命する原案を説明する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第22号 公立小学校教員の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(義務教育課長) 自家用車を酒気帯び運転し、交通法違反をした公立小学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第23号 県立学校元教員の退職手当返納命令処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(高校教育課長) 平成26年12月並びに平成27年8月及び9月に住居侵入及び窃盗、平成27年12月に当時の勤務校の職員室で個人情報取扱事務の目的以外の目的で生徒の住所等の個人情報を収集した行為に係る刑事事

件に関し禁錮以上の刑に処せられたことにより、平成28年12月17日付けで失職した県立学校元教員に支払われた平成26年度及び平成27年度の在職期間に係る退職手当の返納を命ずる処分について、愛媛県職員退職手当条例第18条第2項の規定に基づき、人事委員会に諮問をしたところ、人事委員会から全額返納命令を行うことが適当であるとの答申結果を受け、「退職手当返納命令書」により、退職手当返納命令処分を行おうとする原案を説明する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉 会 (午後4時29分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会3月定例会を閉会いたします。